第三条の二第四項中「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同条第九項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第二十五項中「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に、「第二十項」を「第二十二項」に、「第二十二項」を「第二十四項」に、「第二十四項」を「第二十六項」に、「第二十一項」を「同条第九項」とあるのは「法第五条の三第九項」と、「第五条の二第十七項」とあるのは「第五条の二第十九項の規定により読み替えられた同条第十七項」と、第二十三項」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、「電磁的方法（」及び「をいう。）」を削り、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項ただし書中「第二十六条の二十第二十七項」を「第二十六条の二十第二十九項」に、「同条第二十八項」を「同条第三十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、「より、当該書類」の下に「（電磁的方法により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第二十二項」を「第二十四項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、「、当該発行者の特殊関係者に該当することとなつた旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類を」を削り、「第二十四項」を「第二十六項」に、「提出しなければ」を「当該発行者の特殊関係者に該当することとなつた旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法（同条第九項において準用する法第五条の二第十七項に規定する電磁的方法をいう。次項において同じ。）による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。次項において同じ。）をしなければ」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十五項から第十九項まで及び第二十二項から第二十六項まで」を「第十七項から第二十一項まで及び第二十四項から第二十八項まで」に、「、第十六項及び第十七項」を「及び第十六項から第十九項まで」に改め、同項の表第二項の項中「次条第十九項」を「次条第二十一項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め、同表第十七項の項中「第十七項」を「第十九項」に、「次条第十九項」を「次条第二十一項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め、同表第二十五項の項中「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同表第二十五項の表第二項の項の項中「第二十五項」を「第二十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に改め、同表第二十五項の表第二項第一号の項中「第二十五項」を「第二十七項」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に改め、同表第二十五項の表第十七項の項の項中「第二十五項の表第十七項」を「第二十七項の表第十九項」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に改め、同表第二十五項の表第十九項の項中「第二十五項の表第十九項」を「第二十七項の表第二十一項」に改め、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十五項から第十七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　前条第十五項及び第十六項の規定は、第十三項又は前項の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第十五項及び第十六項中「第七項の」とあるのは、「次条第十三項の」と読み替えるものとする。

第三条の二第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　前条第十五項及び第十六項の規定は、第七項又は前二項の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第十五項及び第十六項中「第七項の」とあるのは、「次条第七項の」と読み替えるものとする。

第三条の二の二第十三項中「係る非課税適用申告書」の下に「（電磁的方法（法第六条第八項に規定する電磁的方法をいう。第十五項において同じ。）により提供された当該非課税適用申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「記載された」を「記載され、若しくは記録された」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第十五項中「これに準ずるものを含む」を「当該非課税適用申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ」に、「、これ」を「、当該写し又は電磁的方法により提供された当該非課税適用申告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面」に改め、同条第十六項中「第八項」を「第十項」に改め、同条第十七項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第十八項及び第十九項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同条第二十項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第二十一項及び第二十二項中「第六条第八項第一号」を「第六条第十項第一号」に改め、同条第二十三項、第二十四項、第二十五項第一号、第二十六項及び第二十七項中「第六条第八項」を「第六条第十項」に改め、同条第二十九項中「第六条第九項」を「第六条第十一項」に改め、同条第三十項中「第六条第九項」を「第六条第十一項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同条第三十三項中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三十四項中「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改め、同項ただし書中「前条第二十四項」を「前条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「第二十六条の二十第二十七項」を「第二十六条の二十第二十九項」に、「同条第二十八項」を「同条第三十項」に改める。

第四条の二第一項第二号中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同条第八項の表第百二十三条第一項並びに第二項第三号から第五号まで及び第七号、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ⑵の項中「第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ⑵」を「第百五十九条第三項第二号並びに第百六十条第三項第一号ロ」に改める。

第四条の六の二第十九項中「第百二十条第一項第五号」を「第百二十条第一項第四号」に改める。

第四条の八第七項中「当該イ」を「それぞれ同号イ」に、「から当該」を「から」に改め、同条第八項中「当該公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者」を「支払者（同項に規定する支払者をいう。以下第十項までにおいて同じ。）」に、「支払をする者の」を「支払者の」に改め、同条第九項及び第十項中「公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者」を「支払者」に改め、同条に次の一項を加える。

11　法第九条の五第三項の規定の適用がある場合における第九項の規定の適用については、同項中「が同項」とあるのは「に記載すべき事項を同項」と、「に受理された」とあるのは「が提供を受けた」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第五条の三第二項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同条第三項中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改め、同条第四項中「第十条第六項第一号」を「第十条第七項第一号」に、「、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「、その年分の」に、「その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される第十項第一号」を「第十一項第一号」に、「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に、「同条第七項第七号」を「同条第八項第七号」に、「次項」を「以下この項」に改め、「いう。）と」の下に「し、同条第七項第二号に規定する政令で定める金額は、その年分の同項に規定する特別試験研究費の額（当該特別試験研究機関等研究費の額を除く。）のうち第十一項第三号、第四号、第十号及び第十一号に掲げる試験研究に係る同条第八項第七号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額と」を加え、同条第五項を次のように改める。